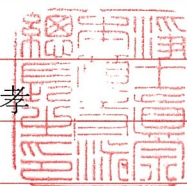


総局告示第16号

2025（令和7）年勸学寮告示第2号にて告示のとおり、2025（令和7）年度安居中止に伴い、勸学寮において別途開催の「勸学寮論議会」における会読は、「学階規程」（昭和27年宗則第19号）第13条に規定する会読に該当しないので、この旨告示する。

2025（令和7）年6月6日

総 長 園 城 義 孝



<参考>

「学階規程」（昭和27年宗則第19号）

第13条 次表の上欄に掲げる者には、願出により、それぞれ下欄に掲げる予試を免除する。

上 欄	下 欄
助教で安居規程（平成15年宗則第4号）に定める安居（以下同じ。）に出席し、研究発表又は会読について、3回以上賞を授けられたもの	輔教の予試
イ 得業で3回以上安居の終了審査に合格したもの	
ロ 得業で安居に出席し、会読について3回以上賞を授けられたもの	助教の予試

以 上